

平成元年法律第六十四号

地域における医療及び介護の総合的な確保
の促進に関する法律

目次

第二章 総則（第一条・第二条）	地域における医療及び介護の総合的な確保（第三条～第十二条）
第三章 国民の保健医療の向上及び福祉の増進 に資する情報の分析等の推進（第十一 条の二・第十二条）	第三章 国民の保健医療の向上及び福祉の増進 の推進（第十二条の二）
第四章 特定民間施設の整備（第十三条～第二 十三条）	第三章の三 再編計画の認定（第十二条の二の 二～第十二条の十）
第五章 社会保険診療報酬支払基金の業務（第 二十四条～第三十四条）	第四章 特定民間施設の整備（第十三条～第二 十三条）
第六章 国民健康保険団体連合会の業務（第三 十五条～第三十七条の二）	第五章 社会保険診療報酬支払基金の業務（第 二十四条～第三十四条）
第七章 雜則（第三十八条～第三十九条の二）	第六章 国民健康保険団体連合会の業務（第三 十五条～第三十七条の二）
第八章 罰則（第四十条～第四十三条）	第七章 雜則（第三十八条～第三十九条の二）
附則	第八章 罰則（第四十条～第四十三条）

第一章 総則（目的）

この法律は、国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講じ、もって高齢者をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。

第二条 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

（定義）

この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

2 この法律において「介護給付等対象サービス等」とは、介護保険法（平成九年法律第二百三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等を提供する施設その他これに類する施設又は設備のうち厚生労働省令で定めるもの（次項に規定する特定民間施設を除く。）をいう。

3 この法律において「公的介護施設等」とは、地域において介護給付等対象サービス等を提供する施設その他のこれに類する施設又は設備のうち厚生労働省令で定めるもの（次項に規定する特定民間施設を除く。）をいう。

4 この法律において「特定民間施設」とは、介護給付等対象サービス等との連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備する次に掲げる施設から構成されるものをいう。

一 住民の老後ににおける疾病予防のため有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせるとともに、老人に対して機能訓練を行う施設であつて、に、教養の向上及びクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設（老人福祉センターを除く。）

二 老人にに対して、各種の相談に応ずるとともに、教養の向上及びクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設（老人福祉センターを除く。）

三 併せて設置されるもの

イ 身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人又はその者を現に養護する者を通わせ、入浴若しくは給食又は介護方法の指導の実施その他の施設を用いて実施する同条に規定する都道府県

四 前二号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、次条第一項に規定する都道府県計画、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）及び介護保険法第二百五十九条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）の整合性の確保に関する事項

五 公正性及び透明性の確保その他の第六条の基金を充てて実施する同条に規定する都道府県事業に関する基本的な事項

六 その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関する必要な事項

域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（以下「総合確保方針」という。）を定めなければならない。

2 総合確保方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する基本方針及び介護保険法第二百六十六条第一項に規定する基本指針の基本となるべき事項

三 次条第一項に規定する都道府県計画及び第五条第一項に規定する市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項

四 前二号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、次条第一項に規定する都道府県計画、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）及び介護保険法第二百五十九条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

口 地域医療構想（以下単に「地域医療構想」という。）の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

（地域における病床の機能（医療法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携を推進するため当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。）の運営の支援に関する事業

ハ 地域における医療及び介護の総合的な確保のための医療介護総合確保区域における居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める居所をいう。）における医療の提供に関する事業（同条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同号イに掲げる事業を含む。）

二 公的介護施設等の整備に関する事業（次条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同号乙に掲げる事業を含む。）

本 医療従事者の確保に関する事業

ト その他地域における医療及び介護の総合的な確保のために実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事業（次条第五項の規定により提出された市町村計画に

（都道府県計画）

第四条 都道府県は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（以下「都道府県計画」という。）を作成することができる。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する基本方針及び介護保険法第二百六十六条第一項に規定する基本指針の基本となるべき事項

三 次条第一項に規定する都道府県計画及び第五条第一項に規定する市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項

四 前二号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、次条第一項に規定する都道府県計画、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）及び介護保険法第二百五十九条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

口 地域医療構想（以下単に「地域医療構想」という。）の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

（地域における病床の機能（医療法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携を推進するため当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。）の運営の支援に関する事業

ハ 地域における医療及び介護の総合的な確保のための医療介護総合確保区域における居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める居所をいう。）における医療の提供に関する事業（同条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同号イに掲げる事業を含む。）

二 公的介護施設等の整備に関する事業（次条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同号乙に掲げる事業を含む。）

本 医療従事者の確保に関する事業

ト その他地域における医療及び介護の総合的な確保のために実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事業（次条第五項の規定により提出された市町村計画に

4 厚生労働大臣は、総合確保方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(整備計画の認定等)

第十四条 特定民間施設の整備の事業を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該特定民間施設の整備の事業に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 特定民間施設の位置
- 2 特定民間施設の概要、規模及び配置
- 3 特定民間施設が立地する市町村又はその周辺の市町村に含まれる地域であつて、その住民が当該特定民間施設を利用する者が想定されるもの（以下「対象地域」という。）の区域
- 4 特定民間施設の整備の事業を行つたる者に関する事項
- 5 特定民間施設の運営に関する事項
- 6 他の医療施設又は社会福祉施設との連携に関する事項
- 7 介護給付等対象サービス等との連携に関する事項
- 8 特定民間施設の整備の事業の実施時期
- 9 特定民間施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 10 その他厚生労働省令で定める事項

3 第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請は、その計画に係る特定民間施設の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。（認定の基準）

第十五条 厚生労働大臣は、計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるとときは、計画の認定をするものとする。

二 前条第一項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる事項が基本方針に照らし当該特定民間施設の整備の目的を達成し、当該特定民間施設の機能を発揮させるため適切なものであること。

二 前条第二項第四号、第八号及び第九号に掲げる事項が当該特定民間施設の整備の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(整備計画の認定等)

第十六条 厚生労働大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（対象地域の全部又は一部が指定都市の区域内である場合には、当該指定都市を含む。以下同じ。）の意見を聽かなければならない。

2 前項の場合において、都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村（指定都市を除く。以下同じ。）の意見を聽かなければならぬ。（認定の通知）

第十七条 厚生労働大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた都道府県は、速やかに、当該通知に係る事項を関係市町村に通知しなければならない。（整備計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（その者の設立に係る第十四条第一項の法人を含む。）は、当該計画の認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 第十四条第三項及び前三条の規定は、前項の変更の認定の申請があつた場合について準用する。（報告の徴収）

第十九条 厚生労働大臣は、計画の認定を受けた者（報告の徴収）

第二十条 厚生労働大臣は、計画の認定を受けた整備計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る特定民間施設の整備の事業を行ふ者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該認定計画に係る特定民間施設の整備の事業の実施状況に關し報告をさせることができる。（改善命令）

第二十一条 厚生労働大臣は、認定事業者による特定民間施設の整備の事業の実施が認定計画に適合しないおそれがあると認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。（認定の取消し）

第二十二条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対するときには、あらかじめ、関係都道府県（対象地域の全部又は一部が指定都市の区域内である場合には、当該指定都市を含む。以下同じ。）の意見を聽かなければならない。

第二十三条 軽費老人ホームの設置についての特例

第二十四条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百一十九号）第十五条规定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 健康保険第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）が行う電子資格確認の実施に必要な費用その他地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する業務

二 第十二条第二項の規定に基づき情報を提供する業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

四 第十二条の二第八項の規定により、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の求めに応じて、当該者に対し同条第三項の規定により提供を受けた情報を提供する業務

五 薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなつた処方箋（第十二条の二同条第六項又は第七項に規定する情報）を提供する業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第二十五条 支払基金は、前条の規定により行う同条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）、同項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「支払基金連絡情報提供業務」という。）並びに同条第二項各号に掲げる業務（以下「支払基金電子処方箋管理業務」という。）に關し、当該業務の開始前に、業務方書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければ

関係都道府県等の意見の聴取）

（指導及び助言）

第二十二条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対するときには、あらかじめ、関係都道府県（対象地域の全部又は一部が指定都市の区域内である場合には、当該指定都市を含む。以下同じ。）の意見を聽かなければならない。

九条の二第一項において同じ。）が行う同法百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業又は法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるものが行う健康の保持及び増進を図るために厚生労働省令で定める事業（第三十五条第二項において「保健事業等」と総称する。）に資するた

務（以下「保健事業等」と総称する。）に資するた

め、次に掲げる業務を行う。

一 第十二条の二第一項の規定により処方箋の提供を受け、同条第二項の規定に基づき当該処方箋に記録された情報を閲覧することがで

きるようになるとともに、同項の規定により患者又は現にその看護に当たつている者の求めに応じて、調剤を実施する薬局に對して「保健事業等」と総称する。）に資するた

め、「保健事業等」と総称する。）に資するた

め、「保健事業等」と総称する。

第八章 罰則

第四十条 支払基金若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、支払基金連結情報提供業務若しくは支払基金電子处方箋管理業務又は連合会連結情報提供業務若しくは連合会電子处方箋管理業務に関して知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下 の罰金に処する。

一 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第三十一条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 支払基金の役員又は職員が、第三十一条第二項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 連合会の役員又は職員が、第三十七条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十二条 第十二条の七又は第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第四十三条 支払基金の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の過料に処する。

一 第五章の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

第八章 罰則

附則抄

は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

五十一 施設の法 前述の半はよ半のよ 施設 五
五十二 正貫

とされる場合におけるこの法律の施行後にした

Digitized by srujanika@gmail.com

三 連合会の役員又は職員が、第三十七条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十二条 第十一条の七又は第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

第四十三条 支払基金の役員が次の各号のいずれ

2 二 前号に掲げる業務に附帯する業務

前項の規定により支払基金が同項の業務を行ふ場合には、第二十五条第一項中「(以下「医療機関等情報化補助業務」という。)」、同項第二号」とあるのは「並びに附則第一条の三第一項の規定により行う同項各号に掲げる業務(以下「医療機関等情報化補助業務」という。)」、前条の規定により行う同条第一項第二号」と、「並びに」とあるのは「並びに同条の規定により行う」とする。

(平成二年六月二九日法律第五八二四号)
抄
附 則 (平成九年一二月一七日法律第一
第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行する。
(施行期日)

1

卷之三

第一条の三 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務及び第二十四条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、当分の間、次に掲げる業務を行ふ。

一 医療機関等が行う電子資格確認の実施に必要な物品その他の地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等

附 則（平成一七年四月一日法律第二五号）抄
（施行期日）

又々交財金の交付二〇八一箇用六五成

一の罰金に処する。

二 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第三十一条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 支払基金の役員又は職員が、第三十一条第二項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合

に当たつては、医療法第百五条の厚生労働大臣が定める旨十ヶ条案にて定められてゐる。

第千二百八十九条の規定による

附則
平成八年一月一日法律第

第四十条 支払基金若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらとの職にあつた者が、正当な理由がないのに、支払基金連絡情報提供業務若しくは支払基金電子处方箋管理業務又は連合会連結情報提供業務若しくは連合会電子处方箋管理業務に関して知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処す。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

第二条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

第一条の二 都道府県は、当分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、都道府県計画作成における留意事項

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百一十四条第二項、第千三百二十六第二項及び

とされる場合におけるこの法律の施行後にした

七

(施行期日)

施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第二条第一項に規定する介護給付等対象サービス等を提供している者については、旧介護施設調整法第九条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「施設生活環境改善計画」とあるの

第一条 第二項、第三十三項から第三十九項まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三条 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（以下この条において「旧整備法」という。）第五条第一項の規定により提出された旧整備法第四条第一項に規定する市町村整備計画に基づく事業等については、旧整備法第五条及び第六条の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の日前に旧整備法第四条第一項に規定する市町村整備計画に掲載された同条第二項第二号に掲げる事業により整備される施設については、旧整備法第七条及び第八条の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。

第四条 医療機関の施設及び設備の整備に関する事業で、第四条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の医療法（以下「第三号新医療法」という。）第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想が同条第一項の規定により定められ、又は第三号新医療法第三十条の六の規定により変更された医療計画において定められるまでの間に、第一条の規定による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下この条において「新医療介護総合確保法」という。）第三条第一項に規定する総合確保方針に基づき、都道府県が地域における医療の確保のために必要があると認めて、新医療介護総合確保法第四条第一項に規定する都道府県計画において定めるものについては、当該事業を新医療介護総合確保法第六条に規定する都道府県事業とみなして、新医療介護総合確保法の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七十二条 附則第二条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年五月二二日 法律第九百六十条の二の改正規定及び同条に一項を

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律

加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百十一条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定 平成三十一年十月一日

二 第十一条の規定 平成三十一年十月一日

三 略

四 第二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第五条の規定（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）、第九条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定及び第十四条の規定（船員保険法第二条第九項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第七条の規定（私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八条の規定（国家公務員共済組合法第二条第一項第二号及び第四十条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第九条の規定（地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第百四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第一百六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日

（検討）

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則の適用に関する経過措置

第四条の規定によりなお從前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月一二日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条 中介護保険法附則第十三条(見出しを含む)及び第十四条(見出しを含む。)の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。)並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

二 第二条及び第七条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第九条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月二八日法律第四九号) 抄

(施行期日)
第一條 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中医療法第百四条の改正規定及び第十四条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条の規定 公布の日

二 第十三条の規定(第四号に掲げる改正規定を除く)及び附則第二十五条(同号に掲げる改正規定を除く)の規定 令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 第九条から第十二条までの規定並びに附則第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項及び第三項、第十六条、第十七条、第二十二条並びに第二十

三条の規定 令和三年十月一日

四 第一条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)並びに第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定及び同条を同法附則第一条の三とし、同法附則第一条の二に一条を加える改正規定並びに附則第四条及び第九条の規定、附則第二十五条中地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十二号)第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定並びに第二項の改正規定を除く)及び附則第二十六条の規定 令和四年三月三十日までの間ににおいて政令で定める日

(検討)
第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、この法律による改正後の各法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前例による。講ずるものとする。
(罰則に関する経過措置)

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(調整規定)

第二十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、第十三条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項に

二 第十三条の規定(第四号に掲げる改正規定を除く)及び附則第二十五条(同号に掲げる改正規定を除く)の規定 令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 第九条から第十二条までの規定並びに附則第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項及び第三項、第十六条、第十七条、第二十二条並びに第二十

三条の規定 令和三年十月一日

四 第一条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)並びに第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定及び同法附則第一条の三第一項」とし、前条の規定(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第一項及び第二項の改正規定の改正規定に限る)は、適用しない。

(施行期日)
第二条 (号)抄 (令和三年六月一一日法律第六六)

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の改正規定並びに第八条中公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二条)第一百四十六条の改正規定並びに別表第一の三の

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の改正規定並びに第八条中公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二条)第一百四十六条の改正規定並びに別表第一の三の

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

条中国民健康保険法第百十三条の三第二項及

び第百十三条の四の改正規定、第八条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)並びに第

九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第百四十四条の二第二项及び第百十四条の三の改正規定、附則第

十五条中地方公務員等共済組合法第百四十四条の三十三第二項及び第一百四十四条の三十四の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四

条及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定め

る日

(検討)
第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

二 政府は、この法律による改正後の各法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について、この法律による改正後のそれぞれの法律検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第四条中地域保健法第六条の改正規

定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の

五、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の

医療の確保に関する法律第一百二十二条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法

五百、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の

医療の確保に関する法律第一百二十二条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定(次

号に掲げる改正規定を除く)、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法

五百、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の

医療の確保に関する法律第一百二十二条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定(次

号に掲げる改正規定を除く)、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法

五百、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の

医療の確保に関する法律第一百二十二条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定(次

号に掲げる改正規定を除く)、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法

五百、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律認めるときは、改正後の各法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 第五百九条の規定 公布の日

(施行期日)
第一条 (号)抄 (令和四年六月一七日法律第六八)

二 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第五百九条の規定 公布の日

(施行期日)
第一条 (号)抄 (令和四年一二月九日法律第九六)

二 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

ら起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。（以下同じ。）の罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。）への位置付けの在り方にについて、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の各法律（以下この項において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(政令への委任)

第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年五月一九日法律第三一号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中国民健康保険法第七十二条第三項、第八十二条の二第三項第一号及び第四項、第八十五条の二、第八十五条の三第三項並びに第一百十二条の二第一項の改正規定、第

六条中高齢者の医療の確保に関する法律第四条に一項を加える改正規定、同法第六条、第七条第二項及び第八条第四項の改正規定、同法第五項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第九条第二項及び第三項の改正規定、同法第四項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第五項、第七项及び第十項並びに同法第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条、第十六条第三項、第一百三十八条第一項及び第一百五十七条の二の改正規定、第七条の規定並びに第十二条の規定並びに次条第一項並びに附則第四条、第七条、第八条、第十二条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定

二 及び三 略

四 第四条中国民健康保険法第六十四条及び第八十五条の三第二項第二号の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第八条第五項の改正規定（「推進」の下に、「医療第六条の三第一項に規定するかかりつけ医機能（次条第四項において「かかりつけ医機能」という。）の確保」を加える部分に限る。）及び同法第九条第四項の改正規定（「推進」の下に、「かかりつけ医機能の確保」を加える部分に限る。）、第八条中医療法の目次の改正規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、同法第五条第一項及び第六条の三第一項の改正規定、同法第二章第一節中第六条の四の三を第六条の四の四とし、第六条の四の二を第六条の四の三とし、第六条の四の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の二第二項第三号、第二十九条第三項第三号及び第四項第三号並びに第三十条の三第二項の改正規定、同法第三十条の三の二に一項を加える改正規定、同法第三十条の四第二項第十号の次に一号を加える改正規定、同法第三十条の五、第三十三条の六第一項、第三十条の十四第一項及び第三十条の十八の四の改正規定、同法第五章第四節中第三十条の十八の四を第三十条の十八の五とし、第三十条の十八の三の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十条第一項第二号、第九十二条及び第一百六条の改正規定、第十条の規定並びに第十三条中介護保険法第一百七十七条第五項の改正規定並びに附則第十四条の規定

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、

六条中高齢者の医療の確保に関する法律第四条に一項を加える改正規定、同法第六条、第七条第二項及び第八条第四項の改正規定、同法第五項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第九条第二項及び第三項の改正規定、同法第四項の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）、同法第五項、第七项及び第十項並びに同法第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条、第十六条第三項、第一百三十八条第一項及び第一百五十七条の二の改正規定、第七条の規定並びに第十二条の規定並びに次条第一項並びに附則第四条、第七条、第八条、第十二条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定

のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第十八条 附則第三条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。